

## 市営住宅

# 空家入居申込案内書

空家募集は、4月、6月、8月、10月、  
12月、2月の年6回です。

市営住宅は、住宅に困窮されている低所得者の方のために建てられた賃貸住宅です。

入居をご希望される方は、この空家入居申込案内書をよく読んで申込みをしてください。

なお、入居資格がない場合には、入居資格審査において失格となり入居できませんので、ご注意ください。

※ 空家募集については、市広報『ほうふ』や市のホームページ等をご覧ください。

### 暴力団員の入居等の不法行為対策を強化します

「公営住宅における暴力団排除について」、国の基本方針が示され、市営住宅の入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度の信頼を確保するため、本市では、申込者又は同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ。）であるときには、入居決定しないこととしました。

市営住宅の申込みをされる方については、平成19年10月から申込事項に、申込者等が暴力団員でないことについて誓約をいただくとともに、暴力団員の該当性について、警察に照会することとしました。

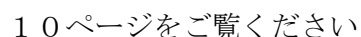
趣旨をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

防 府 市

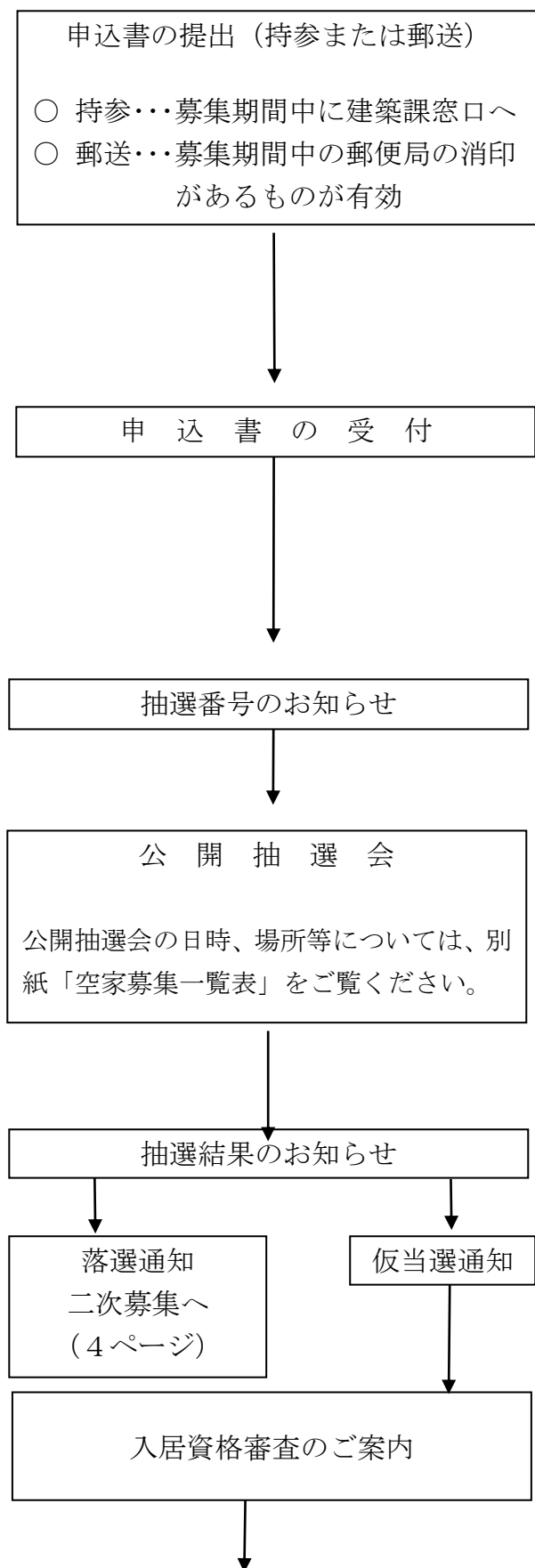
## 目 次

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1. 市営住宅に入居するまでの手順     | 1     |
| (1) 入居資格の有無の確認        | 1     |
| (2) 申込みから入居まで         | 2～3   |
| (3) 二次募集              | 4～5   |
| 2. 申込みの無効・失格と注意事項について | 6     |
| 3. 入居資格について           | 7     |
| 4. 優先入居について           | 8～9   |
| 5. 裁量世帯について           | 10    |
| 6. 収入基準について           | 11    |
| ○諸控除一覧表               | 12    |
| 7. 仮当選後の入居資格審査用書類について | 13    |
| ※ 申込書記入例              | 14～15 |
| ※ 二次募集申込記入例           | 16    |

(1) 入居資格の有無の確認



## (2) 申込みから入居まで



- 申込みは、1回の募集において、1世帯につき1通に限ります。
- 指定の申込書を使用してください。
- 防府市建築課へ持参または郵送してください。

(注) 申込み締切日に投函される場合、時間帯により翌日以降の消印となる場合がありますので、特にご注意ください。

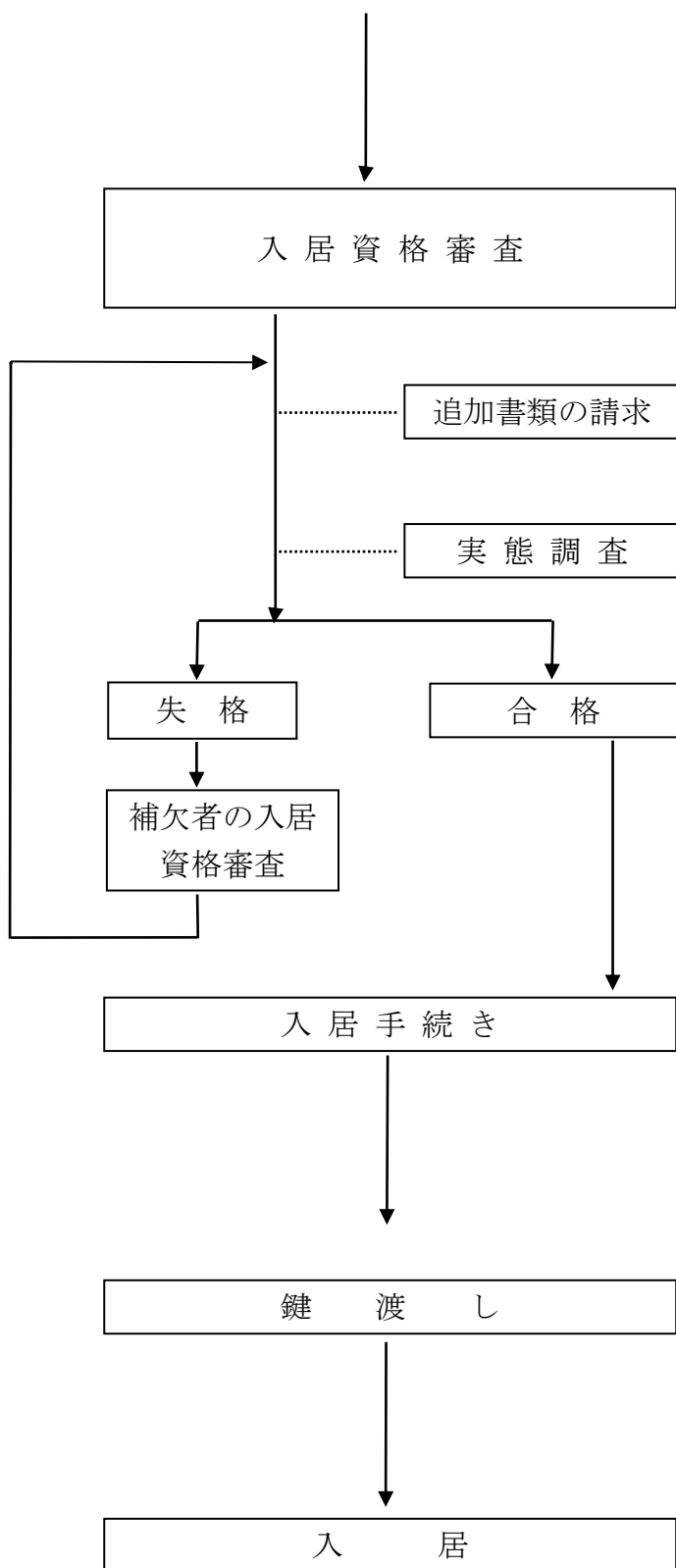
- 申込書の記載状況を確認します。

(注) 申込書に記入漏れがあるものや、切手が貼られていないものなど申込書に不備がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

- 申込書に付いているハガキを使用して、抽選番号をお知らせします。出席する必要はありません。
- 申込者のうち、希望される方は抽選会を見学することができます。
- 申込者のうち、抽選会を見学される方に立会をお願いします。
- 「仮当選者」及び仮当選者が失格した場合に備えて「補欠者」も決定します。
- 申込書に付いているハガキを使用して、抽選結果をお知らせします。

**○ この時点ではあくまでも仮当選です。**

- 仮当選された方を対象に、入居資格審査を行いますので、その日時をお知らせします。



○ 審査は、防府市建築課で行いますので、指定された期間に書類を持参の上、来庁してください。

○ 提出書類で確認できないときは、さらに書類の提出をお願いします。

○ 必要に応じて実態調査を行うことがあります。

○ 入居資格がない方、又は入居資格が確認できない方は失格となり、市営住宅に入居できません。

○ 仮当選者が失格又は辞退した場合、補欠者の資格審査を行います。

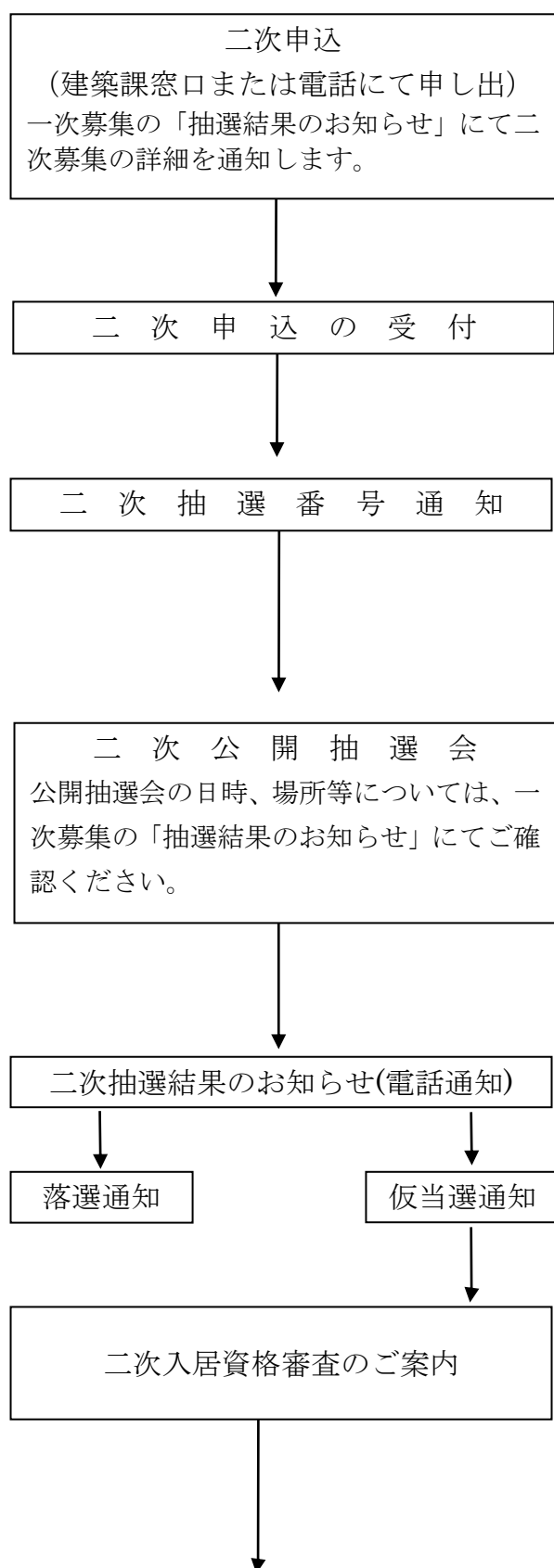
○ 入居手続きを行います。

※ 敷金は家賃の3ヶ月分です。

※ 緊急連絡先が1名必要になります。（令和6年12月募集（令和7年1月入居）より、連帯保証人が不要となりました。）

○ 入居手続きを完了された方に、部屋の修繕・清掃が終わり次第、鍵をお渡しします。

(3) 二次募集 (注) 無応募住宅がない場合、二次募集はありません。



- 募集住宅は、一次募集において応募のなかった住宅（無応募住宅）のみになります。
- 申込みができる者は、一次募集で落選（補欠者含む）された方のみになります。

○ 募集期間中に防府市建築課の窓口または電話にてお受付いたします。

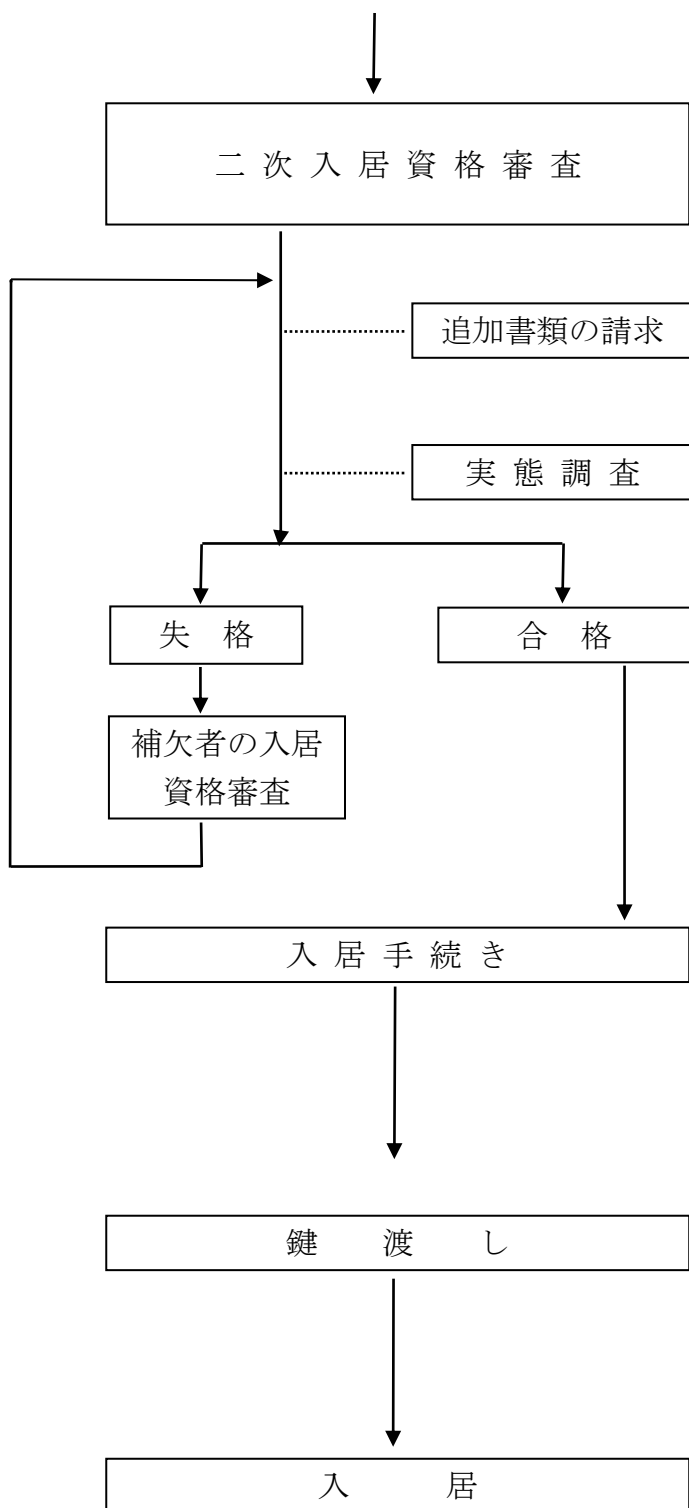
- 申込の受付順に抽選番号を決定し、その場で通知いたします。  
(注) 一次募集のようにハガキによる抽選番号の通知はありません。

- 出席する必要はありません。
- 申込者のうち、希望される方は抽選会を見学することができます。
- 申込者のうち、抽選会を見学される方に立会をお願いします。
- 「仮当選者」及び仮当選者が失格した場合に備えて「補欠者」も決定します。

- 職員が申込書に記入いただいた電話番号へ可否の通知をいたします。

○ この時点ではあくまでも仮当選です。

- 仮当選された方を対象に、入居資格審査を行いますので、その日時をお知らせします。



○ 審査は、防府市建築課で行いますので、指定された期間に書類を持参の上、来庁してください。

○ 提出書類で確認できないときは、さらに書類の提出をお願いします。

○ 必要に応じて実態調査を行うことがあります。

○ 入居資格がない方、又は入居資格が確認できない方は失格となり、市営住宅に入居できません。

○ 仮当選者が失格又は辞退した場合、補欠者の資格審査を行います。

○ 入居手続きを行います。

※ 敷金は家賃の3ヶ月分です。

※ 緊急連絡先が1名必要になります。(令和6年12月募集(令和7年1月入居)より、連帯保証人が不要となりました。)

○ 入居手続きを完了された方に、部屋の修繕・清掃が終わり次第、鍵をお渡しします。

## 2. 申込みの無効・失格と注意事項について

### 申込みの無効・失格

次のような場合は、申込みを無効とします。

受け付けた後、抽選で仮当選しても失格となります。

- ① 申込書に虚偽の記載があったとき
- ② 申込書に必要事項が記載されていないとき及び専用はがきに 85 円切手（2 枚）が貼付されていないとき
- ③ 入居資格がないとき又は入居資格審査期間中に入居資格が確認できないとき
- ④ 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みをしたとき
- ⑤ 重複申込みしたとき  
1 回の募集において、1 世帯（婚約者との申込みの場合等も 1 世帯とします）から 2 通以上申込みをしたとき
- ⑥ 申込者又は同居しようとする親族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）であるとき。
- ⑦ 過去の申込みにおいて、正当な理由もなく辞退を繰り返したことがあるとき

### ※ 注 意 事 項

- ① 入居のときに、申込書に記載した方全員が同時に入居することが必要です。  
申込み後、同居親族に変更があった場合は入居できません。（婚約者が変わった場合も同じです）
- ② 婚姻予定者（当該募集の申込み締切日から 3 ヶ月以内に結婚する方）は、後日、入居資格審査の際に、婚約を証する書類を提出していただくこととなります。
- ③ 募集を行う住戸の間取り、設備等についてはお問合わせください。

### 【個人情報の保護】

防府市では、「防府市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の保護のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の正確性、安全性について細心の注意を払うことに努めます。

防府市建築課

### 3. 入居資格について

申込みをされる方は、次の①～⑤のすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 日本国籍を有する方又は外国人で中長期在留者又は特別永住者の方
- ② 入居しようとする方全員（申込家族）の所得月額合計が収入基準に該当していること…11ページをご覧ください。
- ③ 市営住宅、市有住宅及び市有三世代住宅の家賃を滞納していない方
- ④ 現在、住宅に困っておられる方
- ⑤ 単身で入居する場合は、常時介護を必要としていない方
  - 持家がある方は、原則として申込みができません。  
ただし、持家がある方であっても、入居資格審査までに所有権を移転される場合等は、申し込めます。
  - 県営住宅又は市営住宅の契約者は、原則として申込みができません。

年齢等の入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日となります。

※一部の住宅については、2名以上でなければ入居することが出来ません。

- 友人等の寄合世帯での申込みや、世帯を不自然に分割（合併）した申込みはできません。
- 婚姻予定で申し込まれる方については、当該募集の申込み締切日から3ヶ月以内に確実に結婚し、入居できることが条件です。

## 4. 優先入居について

### (1) 優先枠対象者の優遇措置

一般住宅の募集において、同一団地内に同一住戸タイプ（2DK、3DK等の間取りが同等のもの）の募集戸数が2戸以上ある場合に優先枠を設け、一般枠と別に抽選を行います。

※ 募集戸数が1戸の場合は、優先入居はありません。一般枠のみとなります。

※優先枠住戸に応募者がなかった場合は、一般枠住戸として扱います。

### (2) 優先枠入居者の再抽選

優先枠の抽選に漏れた優先枠対象者（補欠を含む）については、一般枠で再度抽選を行います。

※ 優先枠対象者でない方が優先枠住戸に申し込んだ場合、抽選で仮当選しても失格となりますのでご注意ください。

※ 優先枠住戸すべてにエレベーター、バリアフリー仕様などが備わっているわけではありませんので、設備等については防府市建築課でご確認ください。

### (3) 多数回落選者の優遇措置

直近2年以内の抽選で連続4回以上落選した多数回落選者については、抽選番号を2つ割り当てます。

多数回落選者と優先枠の優遇措置を受けることができるときは、優先枠の優遇措置が適用されます。

### (4) 優先枠対象者 ①もしくは②に該当する方

①入居しようとする方が、次のいずれかに該当する場合

|               |                                                                                                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子世帯<br>父子世帯  | 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む。）と死別し又は離婚した後、婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合、その他婚姻の予約がある場合を含む。）をしていない方で、20歳未満の扶養親族がある方                                                                    |
| 高齢者世帯・18歳未満世帯 | 入居申込者が60歳以上又は18歳未満（単身者の場合）<br>入居申込者が60歳以上又は18歳未満で、次の①～③に該当する方と現に同居し、又は同居しようとする方<br>① 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方、その他婚姻の予約がある場合を含む）<br>② 18歳未満の方<br>③ 60歳以上の方<br>※①～③以外の方が同居する場合は対象になりません。 |
| 多子世帯          | 3人以上の扶養親族（18歳未満に限る。）と現に同居し、又は同居しようとする方                                                                                                                                                         |

②入居しようとする方の中に、次のいずれかに該当する場合

|               |                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校就学前の子供     | 小学校就学前の子供のいる世帯（募集締め切り時）                                                                         |
| 身体障害者         | 身体障害者手帳の障害１級から４級                                                                                |
| 精神障害者         | 精神障害者保健福祉手帳の１級から３級                                                                              |
| 知的障害者         | 養育手帳Ａ又はＢ（Ｂの場合、精神障害１級から３級）                                                                       |
| 難病患者          | 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方                                                                           |
| 要介護者又は認知症のある者 | 介護保険法に規定する要介護状態又は認知症である方                                                                        |
| 戦傷病者          | 戦傷病者手帳の交付を受けている方で障害の程度が恩給法の別表特別項症から第６項症まで又は別表第１款症である方                                           |
| 原子爆弾被爆者       | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条第１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方                                   |
| 生活保護受給者       | 生活保護法による被保護者                                                                                    |
| 海外引揚者         | 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方                                                             |
| ハンセン病療養所入所者等  | ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等                                  |
| DV 被害者        | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第２項に規定する被害者で、同法による保護が終了して５年以内又は接近禁止命令及び退去命令が出されて５年以内の方 |

## 5. 裁量世帯について

次の（１）または（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする方全員（申込家族）の所得月額合計が２５９，０００円以下（一部住宅については１５８，０００円以下）であれば、申込みができます。

（１）入居しようとする方が次のいずれかに該当する場合

① 入居申込者が６０歳以上又は１８歳未満（単身者の場合）

② 入居申込者、同居者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の方である場合

（２）入居しようとする方の中に次のいずれかに該当する方がおられる場合

|              |                                                                |
|--------------|----------------------------------------------------------------|
| 小学校就学前の子供    | 小学校就学前の子供のいる世帯（入居資格の基準日は、当該募集の申込み締切日）                          |
| 身体障害者        | 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が１級から４級の方                              |
| 戦傷病者         | 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が恩給法の別表、特別項症から第６項症まで、又は別表第１款症である方       |
| 精神障害者        | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が１級から３級の方                          |
| 知的障害者        | 療育手帳がＡ又はＢの方。ただし、療育手帳Ｂの方は障害の程度が精神障害１級から３級の方                     |
| 難病患者         | 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方                                          |
| 要介護者         | 介護保険法に規定する要介護状態又は認知症である方                                       |
| 原子爆弾被爆者      | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第１１７号）第１１条１項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方   |
| 海外引揚者        | 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して５年を経過していない方                             |
| ハンセン病療養所入所者等 | ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成１３年法律第６３号）第２条に規定するハンセン病療養所入所者等 |

## 6. 収入基準について

申込者及び現に同居し又は同居しようとする親族（婚約者等を含む）で収入のある人全員の総所得金額（過去1年間における所得税法によって算出した所得金額）から、諸控除一覧表の該当額を控除した額を12で除した額（収入月額）が、一般世帯については158,000円以下、裁量世帯については259,000円以下であることが必要です。（なお、一部住宅については、一般世帯114,000円以下、裁量世帯158,000円以下となります。）

### ◎ 特別控除対象者がいない場合

合計総所得金額でみる早見表

単位：円

| 同居・扶養親族数<br>(本人を含む人数) |      |    | 1人<br>(2人) | 2人<br>(3人) | 3人<br>(4人) | 4人<br>(5人) | 5人<br>(6人) |
|-----------------------|------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 合 計<br>所得金額           | 一般世帯 | 最高 | 2,276,000  | 2,656,000  | 3,036,000  | 3,416,000  | 3,796,000  |
|                       | 裁量世帯 | 最高 | 3,488,000  | 3,868,000  | 4,248,000  | 4,628,000  | 5,008,000  |

（注）裁量世帯（高齢者世帯、障害者の方等がおられる世帯）の欄についても、特別控除を含まない額で計算しております。それぞれ、該当の控除額を加算してください。

### ◎ 特別控除対象者がいる場合（次の計算式を参考にしてください。）

$$\{\text{合計所得金額} - (\text{一般控除} + \text{特別控除})\} \div 12 = \text{収入月額}$$

合計所得金額

…

- 市区町村が発行する所得証明書の所得金額
- 源泉徴収表の給与所得控除後の金額
- 収入のある人が2人以上いる場合には、各々の所得金額を合計した金額

一般控除

…

38万円×同居親族数及び扶養親族数

特別控除

…

各特別控除金額×特別控除対象者数の合計

収入月額

…

158,000円を超える方は申込み資格がありません。ただし、裁量世帯は259,000円（一部住宅については一般世帯114,000円、裁量世帯158,000円）

## 諸 控 除 一 覧 表

合計所得金額から次の控除をします

| 区 分              | 控 除 名              | 控 除 対 象 者                                                                                            | 控 除 額                    |
|------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 一<br>般<br>控<br>除 | 同居親族控除             | 申込家族のうち、申込者以外の人                                                                                      | 380,000 円                |
|                  | 扶養親族控除             | 申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象者として認められている人                                                            | 380,000 円                |
| 特<br>別<br>控<br>除 | 寡婦控除※              | 夫と死別し、または離婚（扶養者がいること）した後、婚姻していないか、夫の生死が不明の人                                                          | 270,000 円                |
|                  | ひとり親控除※            | 配偶者と死別、離婚、または配偶者の生死が不明であり、事実上婚姻関係と同様の事情の者がおらず、子どもを扶養している人                                            | 350,000 円                |
|                  | 障害者控除<br>(特別障害者控除) | 申込者または一般控除対象者の中で、心身障害者がおり手帳を交付されている人。(特別障害者控除については、身体障害者手帳 1 ～ 2 級・療育手帳 A・精神障害者健康福祉手帳 1 級の交付を受けている方) | 270,000 円<br>(400,000 円) |
|                  | 老人扶養控除             | 一般控除対象者の中で、年齢が 70 歳以上で、所得税法上の扶養親族と認められている人。                                                          | 100,000 円                |
|                  | 特定扶養親族控除           | 一般控除対象者の中で、年齢 16 歳以上 23 歳未満で収入のある人の扶養親族と認められている人                                                     | 250,000 円                |

※ 婚姻によらないで母(父)となった女子(男子)で、現に婚姻していない者も対象になります。

## 7. 仮当選後の入居資格審査用書類について

(1) 入居予定者全員の個人番号が記載された住民票の写し

全部記載されたもの ※本籍・続柄等を省略したものは不可

(2) 入居予定者全員の無資産証明書

入居予定者が防府市内に固定資産を所有していないことが確認できるもの

(3) その他、入居資格の適正な審査の必要上、別途書類等の提出をもとめられた書類

| 条件の区分              | 確認に必要な書類等                               |
|--------------------|-----------------------------------------|
| ア 60歳以上の者          | 住民票の写し                                  |
| イ 未成年者（※婚姻歴のある者除く） | 住民票の写し、親権者同意書、親権者の印鑑登録証明書、戸籍謄本          |
| ウ 身体障害者            | 身体障害者手帳の写し                              |
| エ 精神障害者            | 精神障害者保健福祉手帳の写し                          |
| オ 知的障害者            | 療育手帳の写し                                 |
| カ 難病患者             | 特定医療費（指定難病）受給者証の写し                      |
| キ 要介護者             | 介護保険被保険者証の写し及び医師又は介護支援専門員（ケアマネージャー）の意見書 |
| ク 認知症である者          | 医師の診断書                                  |
| ケ 戦傷病者手帳の交付を受けている者 | 戦傷病者手帳の写し                               |
| コ 原子爆弾被爆者          | 特別手当証書又は医療特別手当証書の写し                     |
| サ 生活保護受給者          | 直近の保護決定通知書又は福祉事務所長の証明                   |
| シ 中国残留邦人           | 直近の支給決定通知書の写し                           |
| ス 海外からの引揚者         | 厚生労働省社会・援護局長の引揚証明                       |
| セ ハンセン病療養所入所者等     | ハンセン病療養所等の長の証明                          |
| ソ DV被害者            | 福祉事務所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し               |
| タ 多数回落選者           | 抽選結果のお知らせ（ハガキ）4回分以上                     |

受付印



## 防府市営住宅申込書

防府市長様

抽選番号

〇〇年 〇月 〇日

この申込書について、①記載内容が事実と相違する場合②入居資格がない場合③申込者、同居又は同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」である場合は、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申し込みます。

|           |              |
|-----------|--------------|
| 〒747-0000 | 防府市〇〇××番地    |
| フリガナ      | ホウフ タロウ      |
| 氏名        | 防府 太郎        |
| 連絡先       | 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 |

※屋間に連絡のとれる電話を必ず記載してください。

| 氏名    | 性別 | 年齢 | 生年月日    | 続柄 |
|-------|----|----|---------|----|
| 防府 太郎 | 男  | 35 | S00.0.0 | 本人 |
| 防府 花子 | 女  | 30 | S00.0.0 | 妻  |
| 防府 一郎 | 男  | 7  | H00.0.0 | 子  |
| 防府 二郎 | 男  | 3  | H00.0.0 | 子  |

※もう一度確認してください。

- ① 太枠内に書きもれはありませんか。(裏面も必ず記入してください。)
- ② 記入もれがあると、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
- ③ 切手(85円)を2ヶ所(はがき)に貼りましたか。
- ④ ※貼られていないものは受付できません。

※必ず切手を貼ってください

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 郵便はがき           | 747-0000 |
| 85円切手を必ずはってください |          |

|    |           |
|----|-----------|
| 住所 | 防府市〇〇××番地 |
| 様方 |           |

|    |       |
|----|-------|
| 氏名 | 防府 太郎 |
| 様  |       |

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

差出人 〒747-8501  
防府市寿町7番1号  
防府市土木建設部  
建築課住宅係

郵便はがき

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 郵便はがき           | 747-0000 |
| 85円切手を必ずはってください |          |

|    |           |
|----|-----------|
| 住所 | 防府市〇〇××番地 |
| 様方 |           |

|    |       |
|----|-------|
| 氏名 | 防府 太郎 |
| 様  |       |

※あなたの住所・氏名・郵便番号をハッキリと記入してください。

差出人 〒747-8501  
防府市寿町7番1号  
防府市土木建設部  
建築課住宅係

切り取らないで、折りたたんで封筒に入れて下さい。

切り取らないで、折りたたんで封筒に入れて下さい。

①申込みは1世帯1通に限ります。(2通以上申し込むと失格になります。)  
 ②仮当選した後に実施する入居者資格審査に合格して初めて入居できます。  
 ③申込書に記載した方全員が入居することが必要です。  
 ④入居の際に、緊急連絡先が1名必要となります。  
 ⑤寄り合い所帯での申込みや、世帯を不自然に分割(合併)した申込みはできません。

|      |             |
|------|-------------|
| 団地記号 | ○           |
| 団地名  | ○ ○ 団地      |
| 区分   | 一般枠・優先枠     |
| 間取り  | 2K 2DK 2LDK |
|      | 3K 3DK 3LDK |
|      | 1DK 身体障害者向  |

※ 団地記号、団地名を記入し、間取りの該当項目を○で囲んでください。

※抽選番号は記入しないでください。

日 月 年 和 光 乙

※金銭的自由が見出しに対して。

|      |              |
|------|--------------|
| 団地名  | ○ ○ ○ 団 地    |
| 募集時期 | 令和 △ 年 × 月募集 |

切り取らないで、折りたたんで封筒に入れてください。

抽選結果

|           |    |
|-----------|----|
| 落選しました    | 位) |
| ・一般枠 (補欠第 | 位) |
| ・優先枠 (補欠第 | 位) |

【落選された方を対象とした二次募集のお知らせ】

今回応募がなかった住宅の二次募集を行います。

1.募集住宅：住宅、住宅

2.募集期間： 月 日 ～ 月 日

### 3.応募方法：建築課窓口が電話にてお申下さい。

4.抽選日時： 月 日( ) 10:00

5.抽選場所：市役所本館 会議室

※多数回答応募者（直近2年以内の市営住宅の募集の抽選において4回以上落選された方）については、入居審査において応募回数確認のため、このハガキを提出していただきますので、大切に保管しておいてください。

あなたの世帯又は入居しようとする方について、  
該当する番号をすべて○で囲んでください

|   |            |   |         |
|---|------------|---|---------|
| 1 | 高齢者世帯 (※1) | 2 | 18歳未満世帯 |
|---|------------|---|---------|

3 母子(父子)世帯

己 母丁(父)臣出 王 工旧不暇臣出

⑤ 身体障害者世帯 (1~4級)

## 6 精神障害者世帯 (1～3級)

7 知的障害者世帯 (精神障害 1 ～ 3 級程度)

8 難病患者 9 要介護者 10 引揚者

11 ハヤシ病瘡着所入所者筈 12 戦傷病者

[illegible]

I 3 原子爆炸核爆目 I 4 婚姻了是目

15 DV被害者 16 多子世帯(※2)

## 17 小学校就学前の子どもがいる世帯

## 18 多数回落選者（4回以上連続で落選）

※ 宣統元年 10 月 1 日 奉 旨 頒 布

※同郡君・18歳未満は常…60歳以上又は18歳未満の単身者又は申込者が60歳以上又は18歳未満で、カ

同屋者が次のいずれかの方のみからなる甘藷

①申込者の配偶者②18歳未満の方③60歳以上の方

※多子世帯...18歳未満の子を3人以上ト扶養して

推 求

## 防府市営住宅入居者二次募集申込書

|          |             |
|----------|-------------|
| 応募住宅     | 〇〇住宅        |
|          | △△棟         |
|          | ××号         |
| 一次募集抽選番号 | A    —    1 |
| 氏名       | 防府   太郎     |
| 住所       | 防府市〇〇××番地   |

※一次募集もしくは二次募集で繰上げ仮当選者となった場合、先に仮当選者となった住宅でのみ仮当選者となり、辞退されても、もう一方の住宅では補欠者の権利を喪失しますので、ご注意ください。

※ 電話で申込の受付をした場合、職員が記入します。



防府市の市営住宅に関する情報はインターネットホームページ上でも公開されています。

防府市のホームページを参照してください。

<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/>

防府市寿町7番1号

防府市土木都市建設部建築課

電話番号(0835)25-2178